

【アメリカ】北朝鮮問題と日米韓協力の意義に関する議会決議の成立

海外立法情報課 西住 祐亮

* 2016年9月7日、連邦議会では北朝鮮の核実験・弾道ミサイル発射問題と日米韓協力の意義・重要性に関する決議が成立した。

1 概要

2016年9月7日、北朝鮮の核実験・弾道ミサイル発射問題と日米韓協力の意義・重要性に関する下院決議第634号(H.Res.634)が成立した。この決議は元々北朝鮮による4度目の核実験(2016年1月6日)と弾道ミサイル発射(同年2月7日)を受けてマット・サーモン(Matt Salmon)下院議員(共和党、アリゾナ第5選挙区)を主な発案者とする計24名の下院議員(共和党12名、民主党12名)が決議案として3月2日に提出したものの、8月24日と9月5日に北朝鮮の弾道ミサイル発射が続いたことを受け、賛成多数の発声投票で決議として成立するに至った(注1)。また、成立に先立ち、この決議への支持を呼び掛ける形で、サーモン議員とエド・ロイス(Ed Royce、共和党、カリフォルニア第39選挙区)、エリオット・エンゲル(Eliot Engel、民主党、ニューヨーク第18選挙区)、クリス・スミス(Chris Smith、共和党、ニュージャージー第4選挙区)、クリス・スチュワート(Chris Stewart、共和党、ユタ第2選挙区)、ゲリー・コノリー(Gerry Connolly、民主党、バージニア第11選挙区)の計6名の下院議員は発言などを通して改めて決議の重要性を強調した。北朝鮮の一連の挑発行為に対する連邦議会の立法活動の成果としては「2016年北朝鮮制裁強化法」(P.L.114-122:2016年2月18日成立)(注2)などがあるが、この下院決議は北朝鮮問題に対処する上での、日米韓協力の重要性を強調している点が特徴的である。

2 決議前文と議員による発言の要点

発言者は、まず北朝鮮による脅威について、それが地球上の他の脅威と比べても深刻であるとの見方を強調している。ロイス議員は北朝鮮を「アジア、太平洋、米国にとって最大の切迫した脅威」と形容したハリー・ハリス(Harry Harris)米国太平洋軍司令官の指摘に賛同し、スチュワート議員は今日の国際情勢が「危険に満ちた世界」であるとし、北朝鮮問題は危険な難題の「リストの最上位」に据えられるとの見解を示している。

また北朝鮮問題に対処する上での日米韓協力の重要性については、決議前文が「地域の平和と安全に安定をもたらす力(stabilizing force)」と形容し、ロイス議員も「かつてないほど好戦的な北朝鮮を眼前にした今日、日米韓のパートナーシップはかつてないほど決定的に重要である」と述べている。加えて決議前文は北朝鮮の弾道ミサイル発射への対処を目的とする日米韓の合同軍事演習「パシフィック・ドラゴン」にも言及している(2016年から韓国も参加)。協力の重要性の理由については、北朝鮮がもたらす安全保障上の問題に取り組む上での重要性を指摘する議論が中心であるが、北朝鮮の人権問題に対処する上で

の重要性を指摘する見解（エンゲル議員）や、北朝鮮問題をめぐり不確実性を増す中国の外交政策に対処する上での重要性を指摘する見解（スミス議員）も示されている。

韓国への配備が予定される終末段階高高度防衛（THAAD）システムについては、決議前文で「韓国のミサイル防衛能力と北朝鮮の脅威・挑発を抑止する日米韓協力を大いに向上させるであろう」と論じるなど、安全保障面での重要性が指摘されている。

北朝鮮の人権問題については、エンゲル議員が自身の訪朝体験を踏まえた上で「北朝鮮の人々にはより良い人生を送る資格がある」と述べ、スチュワート議員も北朝鮮によって拉致されたとされる米国人男性の逸話に言及して北朝鮮を「犯罪企業」と批判している。

北朝鮮問題に関する中国の役割については、発言した議員の何人かが否定的・批判的な見解を示している。スミス議員は中国が北朝鮮を統制する能力と意志の双方を備えていないとの指摘を行い、また中国が1951年難民の地位に関する条約の署名・批准国でありながらも北朝鮮からの亡命申請者を強制送還することで北朝鮮の人権侵害に自ら加担しているとの見方を示している。他方、エンゲル議員は中国を「北朝鮮を統制することのできる唯一の国家」としながらかも中国がそれを実践していない点を批判し、日米韓が北朝鮮問題に関して中国（とロシア）により多くの努力・行動を求めることが必要であると論じている。

その他、発言した議員の一部はオバマ政権の北朝鮮政策に対する批判も展開している。サーモン議員は政権の「戦略的忍耐」政策が「明らかに機能していない」との見解を示し、またロイス議員は新しい法律（2016年北朝鮮制裁強化法）の下においてすら中国企業に対する制裁が政権によって実行されてこなかった点を批判している（注3）。

3 決議本文（全訳）

下院は、

- (1) 北朝鮮による核実験、ミサイル発射、度重なる挑発行為を強く非難する。
- (2) 北朝鮮による不安定化を誘発する諸活動及び核拡散への対抗、並びに地域の安全保障強化のため、日米韓の三国間協力が重要であることを再認識する。
- (3) 協力の強化、防衛能力の改善、北朝鮮など地域の脅威への対抗のため、共同軍事演習や各種の取組を支援する。
- (4) 北朝鮮による核・ミサイルの脅威と挑発行為に対抗するため、地域における高性能弾道ミサイル防衛システムの配備と日米韓による調整を奨励する。
- (5) 日米韓の間での情報共有と持続的な外交協力を拡大するよう呼びかける。
- (6) 北朝鮮による人権侵害を追跡し、かつ北朝鮮市民と他国市民への人権侵害の責任を追究する上で、日米韓の三国間関係が重要であることを強調する。

注（インターネット情報は2016年10月17日現在である。）

- (1) 米国連邦議会図書館のサイト“CONGRESS.GOV”を参照。
<<https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-resolution/634>>
- (2) 同法については、鈴木滋「2016年北朝鮮制裁強化法」『外国の立法』No.267-2, 2016.5, pp.6-7を参照。
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9974274_po_02670203.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- (3) 決議成立後の2016年9月末には北朝鮮問題をめぐる中国企業への初の制裁が実行されるに至った。